

**高リスク及び非協力国・地域
国際的な資金洗浄・テロ資金供与対策の遵守の改善：
継続プロセス**

2015年6月26日（於：ブリスベン）

（仮訳）

FATFは、資金洗浄・テロ資金供与対策の基準の遵守に関する継続的な検証の一環として、今日までに、資金洗浄・テロ資金供与対策に戦略上重大な欠陥を有し、かつそれらに対処するためのアクションプランをFATFとともに策定した国・地域として、以下を特定した。これらの国・地域における状況は各々異なるものの、各国・地域は特定された欠陥に対処するとのハイレベルの政治的コミットメントを書面で提出している。FATFはこれらのコミットメントを歓迎する。

未だ多くの国・地域が、FATFによる検証を受けていない。FATFは、国際金融システムにリスクをもたらす更なる国・地域の特定を継続していく。

FATF及びFSRB（FATF型地域体）は、以下に記載された国・地域との協働、及び特定された欠陥への対処に関する進捗報告を継続する。FATFは、これらの国・地域に対し、迅速かつ提案された期間内でのアクションプランの履行を要請する。FATFは、これらのアクションプランの履行を注意深く監視するとともに、加盟国に対し以下に提示する状況について考慮することを懇意にする。

アフガニスタン

2012年6月、アフガニスタンはFATF及びAPG（アジア・太平洋FATF型地域体）と協働し、資金洗浄・テロ資金供与対策の戦略上重大な欠陥に対処することについて、ハイレベルの政治的コミットメントを示した。2015年2月以降、同国は、資金洗浄罪の適用範囲を海外での前提犯罪にまで拡大する資金洗浄対策法の改正法の公布を含め、資金洗浄・テロ資金供与対策に関する体制の改善に向けた措置を講じてきている。しかしながら、FATFは、同国の資金洗浄・テロ資金供与対策に、ある一定の戦略上重大な欠陥が残存すると判定した。同国は、資金洗浄・テロ資金供与対策の戦略上重大な欠陥に対処するため、①テロリストの資産を特定し、追跡し、凍結するための適切な法的枠組みの更なる履行、

②全ての金融セクターに対する適切な資金洗浄・テロ資金供与対策の監督・監視プログラムの履行、③クロスボーダーでの現金取引の効果的な管理体制の構築及び履行を含め、アクションプランの履行への取組を継続すべきである。FATF は、同国が残存する欠陥に対処し、アクションプランの履行過程を継続することを懲渙する。

アンゴラ

2010 年 6 月及び 2013 年 2 月に改訂アクションプランを踏まえて再び、アンゴラは FATF 及び ESAAMLG（東南部アフリカ FATF 型地域体）と協働して、資金洗浄・テロ資金供与対策の戦略上重大な欠陥に対処することについて、ハイレベルの政治的コミットメントを示している。2015 年 2 月以降、同国は、2015 年 6 月 19 日の司法共助法の採択により、資金洗浄・テロ資金供与対策に関する体制の改善において顕著な進捗を見せた。最近行われたものであるため、FATF は、この新法を審査しておらず、したがって、FATF によって特定された欠陥について、どの程度対処されたかを判定していない。FATF は、同国がアクションプランの履行過程を継続することを懲渙する。

ボスニア・ヘルツェゴビナ

2015 年 6 月、ボスニア・ヘルツェゴビナは、FATF 及び MONEYVAL（欧州 FATF 型地域体）と協働し、資金洗浄・テロ資金供与対策の戦略上重大な欠陥に対処することについて、ハイレベルの政治的コミットメントを示した。同国は、これらの欠陥に対処するため、①テロ資金供与の犯罪化、②国連安保理決議第 1373 号に基づくテロリストの資産凍結に関する適切な法的枠組みの構築及び履行、③適切な監督の枠組みの履行、④非営利セクターにおける適切な資金洗浄・テロ資金供与対策の履行、⑤クロスボーダーでの現金取引の適切な管理体制の構築及び履行、⑥全ての刑法における資金洗浄の犯罪化の統一、⑦資産を没収する適切な手続の確保を含め、アクションプランの履行へ取組む。FATF は、同国がアクションプランの履行により、資金洗浄・テロ資金供与対策の欠陥を対処することを懲渙する。

エクアドル

2010 年 6 月、エクアドルは FATF 及び GAFILAT（南米 FATF 型地域体）と協働し、資金洗浄・テロ資金供与対策の戦略上重大な欠陥に対処することについて、ハ

イレベルの政治的コミットメントを示した。それ以降、同国は資金洗浄・テロ資金供与対策の体制の改善において顕著な進捗を見せた。同国は、①資金洗浄及びテロ資金供与の適切な犯罪化、②テロリストの資産を特定し、凍結するための、及び資金洗浄に関する資産の没収のための適切な手続きの制定、③金融セクターに対する監督に関する調整の強化及び改善を含め、技術的なレベルでは実質的にアクションプランに対処した。FATF は、これまでに FATF によって特定された欠陥に対処するべく、必要な改革及び行動の履行過程が進行しているかを確認するため、実地調査を行う。

ガイアナ

2014 年 10 月、ガイアナは、FATF 及び CFATF（カリブ FATF 型地域体）と協働し、資金洗浄・テロ資金供与対策の戦略上重大な欠陥に対処することについて、ハイレベルの政治的コミットメントを示した。しかしながら、FATF はある一定の戦略上重大な欠陥が残存すると判定した。同国は、①資金洗浄及びテロ資金供与の適切な犯罪化、②資金洗浄に関する資金を没収するための手続の制定及び履行、③テロリストの資産を特定し、追跡し、凍結するための適切な法的枠組みの構築及び履行、④完全かつ効果的に機能する資金情報機関の設置、⑤効果的な顧客管理措置の制定、及び金融の透明性の向上、⑥疑わしい取引の届出義務の強化、及び⑦適切な監督の枠組みの履行を含め、アクションプランへの取組を継続すべきである。FATF は、同国が残存する欠陥に対処し、アクションプランの履行過程を継続することを懇意にする。

ラオス

2013 年 6 月、ラオスは FATF 及び APG と協働し、資金洗浄・テロ資金供与対策の戦略上重大な欠陥に対処することについて、ハイレベルの政治的コミットメントを示した。2015 年 2 月以降、同国は、資金情報機関の役割と機能の体系化やクロスボーダー取引の申告制度に関する規則の公布を含め、資金洗浄・テロ資金供与対策に関する体制の改善に向けた措置を講じてきている。同国は、資金洗浄・テロ資金供与対策上の欠陥に対処するため、①資金洗浄及びテロ資金供与の適切な犯罪化、②資金洗浄に関する資産を没収するための適切な手続の制定及び履行、③テロリストの資産を特定し、追跡し、凍結するための適切な法的枠組みの構築及び履行、④完全かつ効果的に機能する資金情報機関の確保、⑤疑わしい取引の届出義務の制定、⑥全ての金融セクターに対する適切な資金洗浄・テロ資金供与対策の監督・監視プログラムの履行、及び⑦クロスボーダ

一での現金取引の効果的な管理体制の構築及び履行を含め、アクションプランの履行への取組を継続すべきである。FATF は、同国が資金洗浄・テロ資金供与対策の欠陥に対処し、アクションプランの履行過程を継続することを懇意する。

パナマ

2014 年 6 月、パナマは、FATF 及び GAFILAT と協働し、資金洗浄・テロ資金供与対策の戦略上重大な欠陥に対処することについて、ハイレベルの政治的コミットメントを示した。2015 年 2 月以降、同国は、刑法の改正法や、新たな資金洗浄・テロ資金供与対策法、及び国際協力のための枠組みを強化する法律の成立を含め、資金洗浄・テロ資金供与対策に関する体制の改善に向けた顕著な進捗を見せた。しかしながら、FATF は、同国の資金洗浄・テロ資金供与対策に戦略上重大な欠陥が残存すると判定した。同国は、①テロリストの資産を凍結するための適切な法的枠組みの履行、②透明性を強化するための効果的な顧客管理措置の履行、③完全かつ効果的に機能する資金情報機関の確保を含め、アクションプランの履行への取組を継続すべきである。FATF は、同国が様々なセクターにおける新法の条項の履行を促すため、適切な規則の公布を含め、残存する欠陥に対処し、アクションプランの履行過程を継続することを懇意する。

パプアニューギニア

2014 年 2 月、パプアニューギニアは、FATF 及び APG と協働し、資金洗浄・テロ資金供与対策の戦略上重大な欠陥に対処することについて、ハイレベルの政治的コミットメントを示した。しかしながら、FATF は、同国の資金洗浄・テロ資金供与対策に、ある一定の戦略上重大な欠陥が残存すると判定した。同国は、①資金洗浄及びテロ資金供与の適切な犯罪化、②資金洗浄に関する資産を没収するための適切な手続の制定及び履行、③テロリストの資産を特定し、追跡し、凍結するための適切な法的枠組みの構築及び履行、④完全かつ効果的に機能する資金情報機関の設置、⑤疑わしい取引の届出義務の制定、⑥全ての金融セクターに対する適切な資金洗浄・テロ資金供与対策の監督・監視プログラムの履行、及び⑦クロスボーダーでの現金取引の効果的な管理体制の構築及び履行を含め、アクションプランの履行への取組を継続すべきである。FATF は、同国が、残存する欠陥に対処し、アクションプランの履行過程を継続することを懇意する。

スーダン

2010年2月、スークダーンはFATF及びMENAFATF（東部・北部アフリカ FATF型地域体）と協働し、資金洗浄・テロ資金供与対策の戦略上重大な欠陥に対処することについて、ハイレベルの政治的コミットメントを示した。それ以降、同国は資金洗浄・テロ資金供与対策の体制の改善において顕著な進捗を見せた。同国は、①資金洗浄及びテロ資金供与の適切な犯罪化、②テロリストの資産を特定し、凍結するための適切な手続きの制定、③完全かつ効果的に機能する資金情報機関の設置、④効果的な資金洗浄・テロ資金供与対策の監督プログラムの構築、⑤顧客管理措置の改善、⑥資金洗浄・テロ資金供与に関する疑わしい取引の届出義務に対する金融機関の意識と遵守の向上、⑦国際協力や司法共助のための適切な法及び手続きの成立を含め、技術的なレベルでは実質的にアクションプランに対処した。FATFは、これまでにFATFによって特定された欠陥に対処するべく、必要な改革及び行動の履行過程が進行しているかを確認するため、実地調査を行う。

シリア

2010年2月、シリアは、FATF及びMENAFATFと協働し、資金洗浄・テロ資金供与対策の戦略上重大な欠陥に対処することについて、ハイレベルの政治的コミットメントを示した。それ以降、同国は、資金洗浄・テロ資金供与対策に関する体制の改善に向け、進捗をみせた。2014年6月、FATFは、同国がテロ資金供与の犯罪化、及びテロリストの資産を凍結する手続の制定を含め、技術的なレベルでは実質的にアクションプランに対処したと判定した。FATFは、同国がFATFと合意したアクションプランの履行を完了したと判定したが、治安情勢の観点から、必要な改革及び行動の履行過程が進行しているかを確認するための実地調査を行うことができていない。FATFは、同国の状況を引き続き注視し、出来る限り早期に実地調査を行う。

ウガンダ

2014年2月、ウガンダは、FATF及びESAAMLGと協働し、資金洗浄・テロ資金供与対策の戦略上重大な欠陥に対処することについて、ハイレベルの政治的コミットメントを示した。2015年2月以降、同国は、2015年6月19日に施行された反テロリズム改正法を含め、資金洗浄及びテロ資金供与対策に関する体制の改善において、顕著な進捗を見せた。最近行われたものであるため、FATFは、

新法を審査しておらず、①テロ資金供与の適切な犯罪化、②テロリストの資産を特定し、追跡し、凍結するための適切な法的枠組みの構築及び履行、③効果的な記録保存義務の確保、④完全かつ効果的に機能する資金情報機関の設置、⑤疑わしい取引の適切な届出義務の確保、⑥全ての金融セクターに対する適切かつ効果的な資金洗浄・テロ資金供与対策の監督・監視プログラムの確保、及び⑦資金情報機関及び監督当局の国際協力に関する適切な法律及び手続の確保といった課題について、どの程度対処されたかを判定していない。FATFは、同国が、残存する資金洗浄・テロ資金供与対策の欠陥に対処し、アクションプランの履行過程を継続することを懇意する。

イエメン

2010年2月、イエメンは、FATF及びMENAFATFと協働し、資金洗浄・テロ資金供与対策の戦略上重大な欠陥に対処し、ハイレベルの政治的コミットメントを示した。それ以降、同国は資金洗浄・テロ資金供与対策に関する体制の改善に向け、進捗を見せた。2014年6月、FATFは、同国が、資金洗浄及びテロ資金供与の適切な犯罪化、テロリストの資産を特定し、凍結するための適切な手続の制定、顧客管理及び疑わしい取引の届出義務の改善、ガイダンスの発出、金融監督当局及び資金情報機関の監視・監督能力の開発、及び完全にかつ効果的に機能する資金情報機関の構築を含め、技術的なレベルでは実質的にアクションプランに対処したと判定した。FATFは、同国がFATFと合意したアクションプランの履行を完了したと判定したが、治安情勢の観点から、必要な改革及び行動の履行過程が進行しているかを確認するための実地調査を行うことができていない。FATFは、同国の状況を引き続き注視し、出来る限り早期に実地調査を行う。

十分な進捗を示していない国・地域

FATFは、以下の国・地域はFATFと合意されたアクションプランに関し十分な進捗を示したとは評価していない。アクションプランの最も重要な事項、及び/又はアクションプランの大半の事項への対応がなされていない。仮にこの国・地域が2015年10月までにアクションプランの重要な部分を履行するために十分な取組を行わない場合には、FATFはこの国・地域を、合意されたアクションプランを遵守しない国として特定し、加盟国に対してこの国・地域に関する欠陥から生じるリスクを考慮するよう求めるとの追加的な措置をとる。

イラク

イラクは、FATF 及び MENAFATF と協働し、資金洗浄・テロ資金供与対策の戦略上重大な欠陥に対処することについて、ハイレベルの政治的コミットメントを示したにも関わらず、FATF は、同国が資金洗浄及びテロ資金供与対策に関する体制の改善において、十分な進捗を示したとは評価しておらず、同国には、ある一定の戦略上重大な欠陥が残存している。同国は、①資金洗浄及びテロ資金供与の適切な犯罪化、②テロリストの資産を特定し、追跡し、凍結するための適切な法的枠組みの構築及び履行、③効果的な顧客管理措置の制定、④完全かつ効果的に機能する資金情報機関の確保、⑤疑わしい取引の届出義務の制定、⑥全ての金融セクターに対する適切な資金洗浄・テロ資金供与対策の監督・監視プログラムの構築及び履行を含め、アクションプランの履行への取組を継続すべきである。FATF は、同国が、残存する資金洗浄・テロ資金供与対策の欠陥に對処し、アクションプランの履行過程を継続することを懇意とする。

国際的な資金洗浄・テロ資金供与対策の遵守の改善： 継続プロセスの対象から除外される国・地域

インドネシア

FATF は、インドネシアの資金洗浄・テロ資金供与対策に関する体制の改善における顕著な進捗を歓迎し、同国が、法・規制上の枠組みを構築し、FATF により 2010 年 2 月に特定された戦略上重大な欠陥に関するアクションプランへのコミットメントを達成したことを認識する。したがって、同国は、もはや国際的な資金洗浄・テロ資金供与対策の遵守プロセスにおける FATF の監視プロセスの対象ではない。同国は、相互審査報告において特定された資金洗浄・テロ資金供与対策の全ての課題への対処を APG と協働して継続する。

(以 上)